

知っておきたい年金のこと

過去10年分まで国民年金 保険料を納められる後納 制度をご利用ください。 (平成27年9月末まで)

国民年金保険料は、納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、過去10年間の納め忘れた保険料については、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能となりました。(「後納制度」といいます。)

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことももちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

保険料の後納とは

国民年金の毎月の保険料は、2年を経過すると時効により納付できないことになっています。ただし、保険料の免除の適用を受けたり、学生納付特例や若年者納付猶予の

適用を受けた場合には、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部または一部を追納することができません。この追納は、10年前の分までさかのぼって行うことができます。

後納制度とは、この保険料の追納とは別に、保険料を納め忘れた被保険者を対象にしたもので、今年の10月1日から3年以内の期間に限って保険料の後払い(後納)ができるようにするものです。

この保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分(2年以上前の期間分)の保険料に限られます。そして、保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない2年以内の期間について保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、この保険料の後納を行う場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料(後納保険料)を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の国民年金の保険料(加算が行われた保険料)から順次行います。そして、後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その納付が行われた月の国民年金の

保険料が納付されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第三号被保険者期間の不整合記録により2年以上前の保険料未納期間がある人についても、その期間を保険料納付済期間とすることが可能となります。

「対象者」

後納制度の利用が可能なのは次のとおりです。

- (1) 20歳以上60歳未満の方
- (2) 10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
- (3) 60歳以上65歳未満の方
- (4) 右の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある方
- (5) 65歳以上の方
- (6) 年金受給資格がなく、(1)～(5)の期間がある方
- (7) ※老齢基礎年金受給者(繰り上げ受給者を含む)は、対象から除かれます。

※日本年金機構では、後納制度の利用が可能と思われる方へ「お知らせ」をお送りしておりますので、内容を確認のうえ、制度をご利用ください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123



「米トレーサビリティ法」 をどう存じますか？

産地情報の伝達方法

食品事故や産地偽装など問題がある米穀が流通した際に、速やかに流通ルート特定し、販売中止や回収等を行うために、米穀取扱事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。(平成22年10月)

また、消費者等利用者サービス向上を目指し、産地情報の伝達が義務付けられています。(平成23年7月)

生産者、流通業、米加工品製造、小売販売業、外食業等の各事業者で、米穀や米飯・米加工食品等を販売・提供する事業者は、この法律に該当します。

取引記録の作成保存方法

米穀商品の仕入・出荷の際には、①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先、⑥搬入した場所を記録した帳簿か伝票類を3年間保存すること。

産地商品の生産・販売事業者は、伝票類(納品書、請求書、領収書等)に産地情報を含む取引記録、もしくは米袋か商品で産地情報を伝達します。外食店、仕出し、弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者は、店舗において「〇〇産米使用」の産地伝達を貼り紙かメニューでお客様(消費者)にお知らせするか、宅配・出前等では伝票類やチラシ、はし袋等で産地伝達する方法もあります。

詳細については、農林水産省ホームページの「米トレーサビリティ法」をご覧ください。ただか、北海道農政事務所旭川地域センター(電話0166・76・1277)にお問い合わせ下さい。





平成26年 占冠消防出初式



平成26年1月6日(月)富良野広域連合富良野消防署占冠支署において職団員、来賓など併せて約60名の参加のもと占冠消防出初式が挙行されました。

当日は天候に恵まれ、職団員は消防庁舎前に整列し、中村博村長、原一志消防長を始めとし、多くの来賓の方々から観閲を受けました。

続いて庁舎2階において、永年、地域防災活動に貢献されてきた職団員の功績に対し表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

最後に全団員及び消防車両により、占冠神社を参拝し、今年1年の占冠村の無火災を祈願しました。

昨年の火災・救急件数は、火災においては全国的に減少傾向にあり、占冠村においても減少していますが、救急件数は全国的に増加傾向で、占冠村においても統計を開始して以来、2番目に多い件数となっています。

いかなる災害や救急事案に対しても、迅速かつ安全に対応できるように日々精励恪勵し、村民の安心・安全のために精進してまいります。

自分の地域は自分で守る！
消防団員募集!!
詳細は庶務係まで
電話56・21119

救急出場状況 (12月分)		
急病	7件	(7人)
一般負傷	7件	(7人)
その他	1件	(1人)
12月計	15件	(15人)
累計	146件	(138人)
※ ()内は搬送人員		

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

豪雪で 身動きが取れなくなったら

降雪地域では、突然の豪雪に見舞われ身動きが取れなくなり、車内に閉じこめられる恐れがあります。気象情報で暴風雪が予想されるときは、クルマでの外出はできるだけ避けるのが賢明ですが、万一に備えて車内には防寒着、長靴、手袋、スコップ、牽引ロープなどを常備しておくといいたいでしょう。また、厳寒時のガス欠は場所によっては極めて危険です。出かける前にガソリンの残量を確認し、常に余裕を持って入れておきましょう。

もし身動きが取れなくなったら、直ちに道路緊急ダイヤル(9910)や、JAFに救援(#8139)を求めます。状況によっては警察へ通報してください。

吹雪のなかで停車すると、ものの数分でクルマ全体が雪で覆われていきます。いつでも脱出できるように、風下側のドアが開くかどうか定期的に確認しながら救援を待ちましょう。

また、マフラーの排気口が雪でふさがれると排気ガスが室内に流入し、一酸化炭素中毒の危険が高まります。クルマには一酸化炭素などの有害物質が発生しないよう排気ガス浄化装置が装着されていますが、触媒は内

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

2526日

SS 平成26年1月20日現在

交通安全

SAFTY DRIVE

上川管内交通事故発生状況 (1月15日現在)

発生数	前年対比
人身事故	10件 -18件
死者	0人 -1人
傷者	12人 -23人

※交通事故は、決して他人事ではありません。

2500日達成 交通事故死ゼロの日

平成25年12月25日に2500日を達成しました。次の目標は3000日(平成27年5月9日)です。

部温度が一定以上に上昇しないと機能しないため、外気温が低い状態でのアイドリングでは一酸化炭素などが排出される危険性も高まります。排気ガスの逃げ道だけでも除雪しましょう。救援を待つ間に完全に雪に覆われたら、エンジンを停止します。意外かもしれないですが、雪に覆われてしまうと外気ほど温度は低下しないものです。

こうした場合に備え、暖が取れる毛布などを常備しておくのが賢明です。空息しないよう、ときには風下側のウインドを1センチメートル程度開けて換気を心がけ、救援を待ちましょう。